

## (2) 日常生活用具関係

### ① 日常生活用具の購入

在宅の重度心身障がい者(児)に対し、障がいの種別と程度に応じて日常生活用具の購入費を給付することで日常生活の改善と便宜を図ります。

対象者	障害の区分と程度、年齢によって要件があります。詳しくは14・15ページをご参照ください。身体障害者手帳の交付を受けていない難病患者等の方々についても一部用具が給付対象となる場合があります。(詳しくは障害福祉課までお問合せください)
手続きに必要な書類等	(1) 日常生活用具購入費支給申請書(窓口に備え付けあり) (2) 購入希望業者の見積書 (3) その他必要な書類(医師の意見書(所定の様式)等) ※購入用具によって異なりますのでお問い合わせください。 (4) 個人番号(マイナンバー)の提示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所(今市除く)
注意事項	<b>※購入前のみの事前申請受付となります。</b> ※各用具の基準上限額までが助成の対象となります。 (世帯の課税状況により助成対象額の1割の自己負担がある場合があります) ※65歳以上(特定疾病の方は40歳以上)の方は介護保険の対象となる場合があります。 ※耐用年数内における再支給は原則できません。

《お問い合わせ》障害福祉課、長寿福祉課

### 【紙おむつの支給対象が拡大しました】

令和2年7月1日より、脳卒中など後天性の事由により、身体障害者手帳の交付を受け、紙おむつが必要となった方も購入費の助成を受けることができるようになりました。

※変更点

新たな対象者	①両上肢機能全廃1級かつ両下肢機能全廃1級 ②体幹機能障害(座位不能)1級 ※①または②で身体障害者手帳の交付を受けた方
支給月	1～12月(1月ずつでの申請が可能)
基準額	12,000円/月
注意事項	<b>※購入前のみの事前申請受付となります。</b> ※初回の申請時のみ、「紙おむつ意見書」(医師が作成)が必要です。 ※65歳以上(特定疾病に該当する場合は40歳以上)の方は介護保険制度の「おむつ等介護用品購入費支給事業」(長寿福祉課)、「家族介護用品支給事業」(各地域包括支援センター)を優先的に利用いただきます。利用後、さらに紙おむつの助成が必要となる場合、日常生活用具給付事業の申請が必要です。

《お問い合わせ》障害福祉課

【日常生活用具】

65歳以上（特定疾病40～64歳）は介護保険優先

〈単位 円〉

種類	障害及び程度	耐用年数	基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	①下肢又は体幹機能障害1、2級 ②難病患者等(※3)で寝たきりの状態にあり必要と認められるもの ※4	8年	154,000
	特殊マット	①下肢又は体幹機能障害1級 (18歳未満に限り1、2級) ②療育手帳A1、A2 ③難病患者等(※3)で寝たきりの状態にあり必要と認められるもの ※4	原則として3歳以上	5年 19,600
	特殊尿器	①下肢又は体幹機能障害1級 ②難病患者等(※3)で自力で排尿できないもので必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	5年 67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害1、2級	原則として3歳以上	5年 82,400
	体位変換器	①下肢又は体幹機能障害1、2級 ②難病患者等(※3)で寝たきりの状態にあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	5年 15,000
	移動用リフト	①下肢又は体幹機能障害1、2級 ②難病患者等(※3)で下肢又は体幹機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として3歳以上	4年 159,000
	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害1、2級	原則として3歳以上	5年 33,100
訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能障害1、2級(児のみ) ②難病患者等(※3)で下肢又は体幹機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	8年 159,200	
自立生活支援用具	入浴補助用具	①下肢又は体幹機能障害 ②難病患者等(※3)で入浴に介助を有し必要と認められるもの ※4	原則として3歳以上	8年 90,000
	便器	①下肢又は体幹機能障害1、2級 ②難病患者等(※3)で常時介助を要し必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	8年 9,850
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害のもの 又は療育手帳A1、A2で癲癇の発作等により頻繁に転倒するもの		3年 ※1
	T字状・棒状のつえ	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 ②難病患者等(※3)で下肢が不自由で必要と認められるもの ※4		4年 3,000
	移動・移乗支援用具	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 ②難病患者等(※3)で下肢が不自由で必要と認められるもの ※4		8年 60,000
	特殊便器	①上肢障害1、2級 ②療育手帳A1、A2 ③難病患者等(※3)で上肢機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	8年 151,200
	火災警報器	①障害等級1、2級又は療育手帳A1、A2のもの ②火災発生の感知・避難が困難な難病患者等(※3) ※4		8年 15,500
	自動消火器	①障害等級1、2級又は療育手帳A1、A2のもの ②火災発生の感知・避難が困難な難病患者等(※3) ※4		8年 28,700
	電磁調理器	①視覚障害1、2級(視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②療育手帳A1、A2	原則として18歳以上の者	6年 41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害1、2級	原則として学齢児以上	10年 7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害1、2級		10年 87,400	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害1、3級 (自己連続携帯式腹腔灌流法による透析療法を行うもの)	原則として3歳以上	5年 51,500
	ネブライザー(吸入器)	①呼吸器機能障害1、3級 ②①と同程度の身体障害者であって必要と認められるもの ※4 ③難病患者等(※3)で呼吸器機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	5年 36,000
	電気式たん吸引器(自動吸引システム含む)	①呼吸器機能障害1、3級 ②①と同程度の身体障害者であって必要と認められるもの ※4 ③難病患者等(※3)で呼吸器機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4 ※自動吸引システムの場合、必ず意見書が必要	原則として学齢児以上	5年 56,400 (自動吸引システムの場合120,000)
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) ※4	①呼吸器又は心臓機能障害1、3級 かつ人工呼吸器の装着が必要なもの、又は気管カニューレ等の装着を行っているもの、もしくは酸素吸入を行っているもので必要と認められるもの ※4 ②難病患者等(※3)で人工呼吸器の装着が必要なもの、又は気管カニューレ等の装着を行っているもの、もしくは酸素吸入を行っているもので必要と認められるもの ※4		5年 100,000
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者手帳を所持しており、在宅酸素療法を行うもの		10年 17,000
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害1、2級(視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	原則として学齢児以上	5年 9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害1、2級(視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	原則として学齢児以上	5年 18,000
	視覚障害者用血圧計	視覚障害1、2級	原則として18歳以上の者	5年 12,000
カフ圧調整器	①身体障害者手帳を所持しており、気管カニューレを装着しているもので当該用具の装用効果があり、必要と認められるもの ※4 ②難病患者等(※3)で気管カニューレを装着しており、当該用具の装用効果があり、必要と認められるもの ※4		5年 98,000	

種類	障害及び程度	耐用年数	基準額		
情報 意思 疎通 支援 用具	携帯用会話補助装置	①音声機能又は言語機能障害者 ②肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	原則として学齢児以上	5年	98,800
	情報・通信支援用具	視覚又は上肢障害1、2級(周辺機器や支援ソフトを使用しなければ、パソコン等の利用が困難なもの)	原則として学齢児以上	5年	100,000
	点字ディスプレイ	①視覚障害1、2級 ②視覚障害及び聴覚障害の重複障害がある者で、視覚障害と聴覚障害で認定された障害等級が1、2級		6年	383,500
	点字器	視覚障害者		5年	10,400
	点字タイプライター	視覚障害1、2級(原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの)		5年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害1、2級	原則として学齢児以上	6年	85,000
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害1、2級	原則として学齢児以上	6年	99,800
	視覚障害者用読書器	視覚障害者(本装置により文字等を読むことが可能になるもの)	原則として学齢児以上	8年	198,000
	視覚障害者用時計	視覚障害1、2級	原則として学齢児以上	10年	13,300
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害1、2級	原則として学齢児以上	6年	29,000
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声発語に著しい障害を有するもの(コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの)	原則として学齢児以上	5年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの		6年	88,900
	人工喉頭	喉頭摘出者であって音声機能又は言語機能障害者		5年	71,000
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者	原則として学齢児以上		1,030,000
	点字図書	視覚障害者			
	人工内耳用体外機(スピーチプロセッサ)	聴覚障害者(児)であって、現に装着している体外機(スピーチプロセッサ)が装着後5年間を経過しているもの(医療保険、動産保険等の他制度で助成対象となる場合を除く。)		5年	1,000,000
	人工内耳用電池	聴覚障害者(児)であって、人工内耳を装着しているもの		1月	2,000
	人工鼻(埋込型用人工鼻)	喉頭摘出者であって音声機能又は言語機能障害者(常時埋込型用人工鼻を使用するものに限る)(医療保険等の他制度で助成対象となる場合を除く。)		1月	23,100
	暗所視支援眼鏡 ※4	①視覚障害がある者であって、当該用具の装着効果があり必要と認められるもの ※4 ②難病患者等(※3)であって、当該用具の装着効果があり必要と認められるもの ※4		8年	395,000
排泄 管理 支援 用具	ストーマ用装具(消化器系、尿路系、消化器系・尿路系)(洗腸用具を含む。)	ぼうこう機能又は直腸機能もしくは小腸機能障害があり、ストーマ造設者(一時的な造設を除く。)			
	紙おむつ等 ※4(初回申請時のみ)	自力での排泄または介助による定時排泄が困難なもので、以下のいずれかの要件をみたすもの。 ①先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のあるもの ②先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの ③脳原性運動機能障害(出生からおおむね3歳未満で発症した非進行性の脳病変による)により、排尿または排便の意思表示が困難なもの ④療育手帳A1、A2 ⑤両上肢機能全廃1級かつ両下肢機能全廃1級又は体幹機能障害(座位不能)1級	原則として3歳以上	1月～12月(1月ずつでの申請が可能)	※2
	収尿器	①下肢又は体幹機能障害があり、高度の排尿機能障害者 ②ぼうこう機能障害があり、高度の排尿機能障害者		6ヶ月	8,500
改住 修費 宅	居室生活動作補助用具	P16参照			200,000

(単位 円)

※1 頭部保護帽

- A スポンジ及び革を主材料に製作 ..... 15,200  
B スポンジ、革、及びプラスチックを主材料に製作 ..... 36,750

※2 ストーマ用装具、紙おむつ等(1か月分)

- ◎消化器系 ..... 9,500  
◎尿路系 ..... 12,500  
◎消化器・尿路系 ..... 22,000  
◎紙おむつ等 ..... 12,000

※3 難病患者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当するもの

※4 意見書が必要